



5月25日、与党＝自民党の安全保障調査会と国防部会は合同会議で防衛費を現在の対GDP比で1%から2%へ増やす案を決め、政権に提案することとなった。本研究所はこの動きに関する評価を専門家の松村昌廣氏（桃山学院大学教授）に求めた。

まだ焦燥感の表明でしかない——知恵を出せば手はある

わが国を取り巻く大変厳しい安全保障環境に鑑みれば、北大西洋条約機構（NATO）の目標である対GDP比2%の防衛費は至極当然だと言える。ただ、財源はどうするのか。

今後、急速に進む少子高齢化は福祉・医療費を急増させる。政府・与党には、福祉関連費を削って防衛費に充当することを、高齢者に説得する心の準備は全くできていないように思える。また、公的債務残高が1、200兆円を超えるなか（ただし、公的資産を差し引くとそこまで深刻ではないが）、政府・与党には防衛費増額のために特例（赤字）国債或いは日本銀行券とは異なる政府紙幣の発行を決断する覚悟はないだろう。とすれば、現在の5兆円の中で遣り繰りするしかない。もう既にできることは全てやり尽くしたのではないか。実は、関係者がかなり汗をかかねばならないが、妙手はある。

虚心坦懐、防衛費の使途を眺めてみれば、ざっくり言って、防衛費4割強は人件・糧食費である。先進国では、本来3割程度に抑えるのが通例である。（昔自衛官の給与が安すぎるわけではなかったが、当時の大蔵省主計官の計らいで給与を上げる立法措置に至った経緯がある。）少子高齢化の中、自衛官の募集・充足を考えれば、彼らの待遇を下げる訳にはいかず、容易には手を付けられない。

忘れられているのが、消費税や所得税などの各種税金を支払っていることである。防衛費5兆円に対する課税を免除しても、国の歳入に対する影響は極めて軽微であろう。確かに、既存税制に特例を設けず、一律に防衛費の支出にも適用することは、税制の更なる複雑化回避や実務上の負担の点から、従来当然のこととされてきた。しかし、防衛費が決定的に足りない現状では、まさに蝸が自分の足を食べているような滑稽な状況に陥っていると言わねばならない。

国の防衛に必要な支出には課税せず、100%真水の防衛費として使えるようにしてはどうだろうか。各種税金で納めている分は、装備、武器、弾薬、作戦・訓練費として使えるようにすればよい。例えば、具体的には、次に二点は外せない。

1. 装備品、部品、その他防衛省・自衛隊の購入に対する消費税や各種物品税等。
2. 自衛官の給与・賞与に課す所得税。



国際平和戦略研究所

次に、警察官の例にならって、制服着用の場合、部隊行動ではない通常の通勤・移動では、公共の交通機関を無料にすれば、現在の通勤交通費は不要となる。かつて、自衛官は「税金泥棒」と指を差された時代もあり、今でも制服で街を歩いている姿は余り見かけない。著者の米国での実体験からすると、大きな隔たりを感じる。既に、自衛官は災害救助、PKO・国際派遣、ますます負担が大きくなる警戒監視業務などを通じて国民に広く受け入れられた存在となっている。

また、米国が非営利団体に適応している内国歳入法典第 501 条に関する規程に用いられているテクニックを参考にして、自衛官の公務だけでなく、市民生活での限定された支出項目（例えば、旅行、宿泊、飲食等）に対して、書式・手続きを整え、税の免除や特別割引の制度を設けるべきであろう。

さらに言えば、自衛官の子弟の教育には、独立行政法人・日本学生支援機構の奨学金制度に有利な条件（利率、返済期間等）で別枠を設けるなど、子弟の教育面でも配慮すべきだろう。

以上の具体例は、自衛隊・自衛官に対するある種の例外措置であるから、制度設計はかなり煩雑であり、財務省を含め、様々な所管官庁と摩擦を生じさせるであろう。しかし、わが国の防衛財政の危機的な状況を考えれば、政治主導で是非とも実現せねばならない政策である。

ここでの要諦は、自衛官の待遇を実質的に現在の水準で守りながら、防衛費を真水で増やすことにある。筆者の目の子算では少なくとも 3、000 億円程度は捻出できるはずである。また、こうした制度改革は単に金銭面に限らず、自衛官の士気を高め、わが国の防衛に資するだろう。改めて考えれば、自衛官は「軍人」ではないが、さりとて（一般）国家公務員でもなく、特別国家公務員である。つまり、自衛官にある種の「特別」な扱いを与えることは、現在の法制度の精神に合致すると思われる。

松村昌廣（桃山学院大学教授）